

特 集

先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 その2

フランス語圏における出生動向と家族政策

小 島 宏

本稿は平成11~13年度厚生労働科学研究補助金・政策科学研究推進事業「先進諸国の少子化と少子化対策における比較研究」のフランス語圏研究班の成果の一部で、既存研究に基づき、フランス、ベルギー、ルクセンブルグにおける近年の出生動向、後二者における家族政策の展開とそのフランスにおける展開との関係、家族政策の出生動向に対する影響、フランス語圏における家族政策から得られるわが国にとっての政策的示唆について論じたものである。文献・データの利用可能性の制約があるものの、比較研究の結果、出生動向と家族政策に関する同質性・異質性がある程度明らかになった。また、3カ国における家族政策の展開も相互に影響しあっていることも示された。さらに、近年のマイクロシミュレーションに基づく研究では家族政策の出生促進効果が見いだされている。科学的な調査研究に基づく家族政策の策定、実施、評価が不可欠であるので、フランス語圏で行われているようなパネル調査の分析やマイクロシミュレーション等に基づく政策志向的研究を促進する必要があろう。

はじめに

平成11~13年度厚生労働科学研究補助金・政策科学研究推進事業「先進諸国の少子化と少子化対策における比較研究」のフランス語圏研究班では3年間にわたり、フランス、ベルギー、ルクセンブルグの出生動向と家族政策を中心比較研究を行い、同質性・異質性を明らかにすることを試みた。フランスについては比較的資料が多いが、ベルギーとルクセンブルグについては資料が少ない上、オランダ語やルクセンブルグ語（ドイツ語に近い）で書かれた資料もあり、フランスほどは資料が利用可能でなかった。また、ベルギーが連邦制に移行し、中央政府と地域政府と言語コミュニティー政府の関係が入り組み、家族政策が複雑化していることや一部の人口動態統計が5年後にならないと公表されないことや「出生家族調査」(FFS)のような出産力調査が一部地域でしか実施されていないこともある。さらに、ルクセンブルグの場合は隣接国からの通勤人口の比重が高く、常住人口の中でも外国人が占める割合が高いことが他国と同一レベルでの比較を困難にしているし、超小国であることからマクロデータでさえ比較可能なものが必ずしも存在しない。そこで、以下においては、既存研究に基づき、フランス語圏3カ国における出生動向、家族政策の展開、

家族政策と出生力の関係について比較研究の結果を簡潔に示し、フランス等の家族政策の研究から得られる日本の少子化対策にとっての政策的含意について若干述べることにする。

I. フランス語圏 3 カ国における出生力

1. 出生動向

フランス語圏 3 カ国の合計特殊出生率は、1960年から1980年代半ばまでほぼ並行して低下を続けたが、フランス、ベルギー、ルクセンブルグの順に高かった。1985年にはベルギーで1.51、ルクセンブルグで1.38と最低を記録して上昇に転じたのに対して、フランスでは1.81と比較的高かった代わりに、1993年と1994年の1.66までほぼ低下を続けた。その後、ルクセンブルグの合計特殊出生率は急上昇し、1990年代半ばにはフランス並みの1.7前後の水準となったが、ベルギーではそれほど上昇せず、1.6前後の水準であった。

フランス語圏 3 カ国ではその後、合計特殊出生率が微増したが、2000年にかけてやや目立った上昇が他の EU 諸国同様にみられ、特にフランスでは上昇率が高かった。「2000年ベビー」というよりも「2000年カップル」を目指した結果と言われるが、その背景には景気回復があったようである (Doisneau 2001)。しかし、2001年の値は暫定値であるにしても、フランスでは1.89から1.90への微増、ベルギーでは1.66から1.65への微減であったのに対して、ルクセンブルグでは1.78から1.70への大幅減となっており、むしろドイツ語圏のドイツ、オーストリア（そして EU 圏外のスイス）と類似した傾向を示している。ルクセンブルグのドイツ語圏との類似性は1985年の低出生率の水準についても指摘できる。また、ベルギー国内でも近年の合計特殊出生率がオランダ語圏のフランダース地域の方がフランス語圏のワロン地域よりも0.1程度低く、ドイツ語圏に近いことがうかがわれる。

また、Sardon (2002 p.150) によるコーホート別完結出生児数の推計結果によれば、1945年出生コーホートではフランスで2.22、ベルギーで1.93、ルクセンブルグで1.82であったのが、1955年出生コーホートではそれぞれ2.13、1.83、1.69、1965年出生コーホートではそれぞれ1.99、1.82 (1962年出生コーホート)、1.82となっており、フランスが比較的高い完結出生児数を維持していることが明らかである。生涯未婚を加味したコーホート別無子率をみると、1955年出生コーホートの場合、フランスで8.3%，ベルギーで15.2%と、他の EU 諸国と比べても、フランスで飛びぬけて低いが (Sardon 2002 p.156)，これも同国の比較的高い出生力をもたらしている。

Reinstadler *et al.* (2003 p.6) によれば、1960年から1980年代半ばまでの 3 カ国における合計特殊出生率の類似した動きは他の EU 諸国との比較の上では類似した家族政策によるところが大きい。それ以降、家族政策の一部が異なる方向に展開したため、フランスとルクセンブルグでは近年にかけて合計特殊出生率が上昇傾向を示しているのに対して、ベルギーでは停滞している。特に、フランスでは保育サービスの整備をはじめとする両立支援策が採られ、母親の就業が促進されたことがある。実際、1998年における女性の年齢階級別就業率をみると、フランスでは20代後半から40代後半にかけて80%前後の就業率が

維持されているのに対して、ベルギーとルクセンブルグでは20代後半をピークとして低下している (Silvera 2002 pp.19-20)。また、2000年の時点でも未成年者1人当たりに対する金銭給付はルクセンブルグがEU諸国の中で群を抜いており、ベルギーとフランスがドイツとデンマークに次いでいる (Abramovici 2003)。

2. 出生力の近接要因

フランス語圏3カ国における出生力の近接要因と密接に関連する結婚・出生のタイミングについてみると、いずれの国においても晩婚化・晩産化がほぼ一貫して進んでいる。晩婚化には同棲の増加が影響を与えているが、その頻度は3カ国で異なるようで、フランスが多く、ベルギー国内ではフランスよりも低いが、フランス語圏の方がオランダ語圏よりも高い。また、近年のフランスでは、1999年に41.7%と婚外子の割合が全出生の4割を超えており、他の2カ国の2倍前後と推定され（ルクセンブルグでは18.6%）、同棲カップルが子供を生む確率もフランスがもっとも高いようである。ベルギー国内では同棲の頻度と呼応して、フランス語圏の方がオランダ語圏よりも婚外子の出生率が高い。しかし、Sardon (2002 p.158) の推計による1970年代以降の女子合計初婚率をみると、フランスが他の2カ国より低かったのが、1990年代半ば以降はむしろ高くなっている、それが比較的高い出生力水準に結びついているようであるので、同棲カップルが出産後に結婚することが少なからずあるものと思われる。

なお、1990年代にみられた合計特殊出生率の上昇は晩産化と同時に生じており、若いうちに子どもを生み損ねた夫婦が高齢出産によって取り戻していることがうかがわれる。実際、平均出産年齢は1983年にはフランスで27.1歳、ベルギーで26.9歳、ルクセンブルグで27.3歳であったのが、1993年にはそれぞれ28.7歳、28.2歳、28.6歳となり、1998年にはフランスとルクセンブルグで29.3歳と急上昇している (Silvera 2002 p.12)。また、公表された1995年の人工妊娠中絶率（出生100に対する中絶件数）はフランスが21.4でベルギーの9.7より高い (Sardon 2002 p.166)。ベルギーでは1970年から実施されてきた中絶抑制的な法律が1990年に改正されて自由化されたが、登録が義務づけられるようになったことから、過少申告が要因ではないようである。

避妊についてみると、ベルギーではオランダ語圏のフランダース地域の情報しかわからないが、近代的避妊手段の普及の速度がやや遅く、北西欧というよりフランスを含む南欧に近い。この背景にはフランダースでいまだにカトリックの割合が高いことがある。

3. 社会経済的变化と出生力

マクロデータの分析結果から女性の高学歴化、就業率上昇が出生率低下に関連すると言われることや両立支援策がそのような出生抑制効果を緩和すると言われることが多いが、ミクロデータの比較分析からは、フランス語圏の国々について必ずしもそのような知見が支持されない結果が得られている。東中欧を含む14カ国のFFSデータに基づく教育水準の第3子出生に対する影響の断続時間事象歴分析結果によれば、ベルギーでは西ドイツ地

域・オーストリアと並んで教育水準の正の効果がみられ、フランスではU字型の効果みられた (Callens 1999)。しかし、FFS のデータがフランスとベルギーのフランダース地域についてしか存在しないことから、また、FFS が社会経済的地位に関する情報を十分に含んでいないことから、社会経済的差異・変化と出生力の関係についてはフランス語圏 3 カ国が含まれた「ルクセンブルグ所得調査」(LIS) の個票データを用いた分析も行われている。先進14カ国の LIS データの比較分析から未就学児をもつ母親に対する政策的支援はフランスとベルギーでスウェーデン、フィンランド、デンマークと並んで良く整備されているが、ルクセンブルグでは他の 9 カ国と同様にあまり整備されていないことが見いだされた (Gornick *et al.* 1997)。続いて、行われたフランスとベルギーを含む先進11カ国の LIS データに基づく出産退職の比較分析によれば、イタリアでの居住のみが出産後の就業継続確率を有意に高めたが、フランス、ベルギー、スウェーデンでの居住も有意ではないが正の効果をもっていた (Gornick *et al.* 1998)。

II. ベルギーとルクセンブルグにおける家族政策の展開

フランスにおける出生動向との関連での家族政策の展開については日本語でも以前から岡崎 (1975), 岡田 (1978), 藤井 (1989), 小島 (1992), エイジング総合研究センター (1998) 等の既存研究が多い上、紙幅が限られていることから、以下ではベルギーとルクセンブルグにおける家族政策の展開について論じるとともに、両国での家族政策の展開とフランスでの展開との関係について論じることにする。なお、必ずしも出生動向との関連で論じられていないが、近年のフランスにおける家族政策の展開についてはすでに拙稿 (小島 1996, 1998b) で論じたし、直近の展開については平成13年度報告書の須田 (2002), 丸山 (2002), Fagnani (2002) の論考が詳しいし、育児休業・病児看護休暇や母性保護の展開については別の拙稿 (小島 2000, 2002) があるので、それらを参照されたい。

1. ベルギーにおける家族政策の展開

ベルギーではフランス同様、第1次大戦中・直後、大恐慌後、オイルショック後の出生率急低下が出生・家族政策の展開に大きな影響を与えてきた。ベルギーの場合はさらに、ワロン (フランス語圏) 地域とフランダース (オランダ語圏) 地域の出生力格差も微妙な影響を与えてきた。

ベルギーでは1915年に最初の家族給付が石炭産業において支給された。これはフランス等の他の西欧諸国で家族付加給の支給が散発的に行われていたのと同様であった。しかし、第1次大戦の終戦前後のインフレに対処するため、西欧諸国の経営者たちが共同で賃金から天引きした拠出金に基づく補償金庫を創設するようになった (Lisein-Norman 1974 pp. 11-12)。フランスで補償金庫が創設されて 3 年後の 1921 年には繊維産業経営者連盟がヴェルヴィエにベルギー初の補償金庫を設立した。その後、政府が公務員に家族付加給を支給したことでもそのような動きを加速した (Lisein-Norman 1974 p.17)。

1928年4月14日の法律はこの分野で初の政策的介入であった。それにより官庁の下請業者と委託業者が補償金庫に加入することが義務付けられた。この法律は補償金庫の設立に国家の認可を得ることを義務付けたため、補償金庫組織に対する初の政策的介入ともなった。その後の拡大にも関わらず、補償の対象となる労働者が半数程度に留まっていたことから、1930年8月4日の法律は労働者間の不平等を避けるため、家族手当を普遍化したが、その背景には人口政策的意図もあったと言われる。その後の度重なる改正を経て、1951年の「雇用労働者の家族手当に関する調整法」に連なった。この法律によって被用者は子どもが14歳になるまで、学生・徒弟の場合は18歳になるまで家族手当を毎月給付されることになり、全国補償金庫が創設された。1937年6月10日の法律（と1958年12月22日の勅令）によって自営業者に対する家族手当が制度化された。1936年には孤児手当も創設された。ナチスドイツによる占領からの解放後、社会保険に関する法律が見直され、1944年12月28日の法令によって現行の社会保障制度が創設され、家族給付もその中に編入された。その後、社会保障制度が各分野に拡大するにつれて家族給付と就業の間の関係が希薄になった。1957年4月10日の勅令は物価スライド制の導入に加え、年齢加給を導入することにより家族給付制度に大きな変化をもたらした。1962年10月9日の勅令により新たな増額と年齢加給が実施された（Lisein-Norman 1974 pp.17-18）。

この増額・加給の背景には1962年3月にフランス国立人口研究所長 Alfred Sauvy によるワロン地域の人口に関する報告書が出されて論議が巻き起こり、6月にベルギー社会保障担当大臣を中心とする委員会による報告書が出されたことが影響を与えている。ワロン地域の経済・人口停滞に鑑みてワロン経済評議会は1961年にフランスの著名な人口学者 Alfred Sauvy と Roland Pressat に人口問題を研究し、解決策を示唆するよう依頼した。1963年3月に「Sauvy 報告書」が出され、Pressat による人口動向・推計に関する部分は特に論議を呼ばなかったが、Sauvy による「全体的再生」に関する部分は大きな論議を呼んだ。Sauvy は当時のワロンの状況が数年前のフランスの状況に似ていることから、フランスの政策からの示唆に基づき、子ども数に応じた減税、すべての子どもに対する手当の増額、出生順位が高い子どもに対する手当の大額な増額といった金銭的な措置に加え、各種の間接的支援策、一貫した移民政策、希望者に対する定年年齢引き上げ、人口問題に関する研究・情報センター創設を提案した（Lohle-Tart 1974 pp.213-214）。

「Sauvy 報告書」が唱えた出生促進政策に呼応して各種団体が同様な政策を唱えるようになった。1962年6月7日に開催されたベルギー家族手当金庫協会のセミナーではワロン経済評議会の会長の Charpentier が出生減退と経済活動人口減少を逆転させる行動計画を提案した。後者については移民の統合と女性・高齢者の経済活動を促進するとともに、女性の経済活動がもつ出生抑制効果を緩和するため、仕事と家庭の両立を支援する施策と家族に対する間接的支援（児童手当、住宅施策、税制改革等）を強調した（Malpas 2000 p.9）。後述の通り、ベルギー政府が「Sauvy 報告書」に対応する全国レベルの報告書の完成を急いだのはこのセミナーの開催時期が迫っていたためかもしれない。

「Sauvy 報告書」の内容で、国家レベルで特に問題となったのは、結果的にワロン地

域とフランダース地域で個別の社会保障制度をもつような連邦制的な枠組みを提案したことであった。その結果、1カ月後にベルギー政府は9週間以内に人口に関する政策的方向性に関する報告書を作成することを目的とする諮問委員会を任命したが、6月に発表された報告書は委員長の社会保障担当大臣 Delpérée の名前を冠して「Delpérée 報告書」と呼ばれた。この報告書は「Sauvy 報告書」の主要な結論を全国的な枠組みの中で取り上げ、家族・人口政策を構成するような総合的施策群の中に統合した。この報告書は家族支援・外国人統合政策を含む移民政策や新たな金銭的支援施策や担当機関の分権化と調整に関する計画も含んでいたが、全体的にみれば、「生活の質」を向上させるための提案群としての色彩が強かった (Lohle-Tart 1974 pp.214-215)。

「Delpérée 報告書」全体が実施されることはなかったが、金銭的施策は財政的な余裕と人気があったため、実施された。金銭的施策は人口政策とは無関係に実施され、むしろ社会保障担当大臣の出身地によって変更された。高出生順位の子どもが多いフランダース地域出身の大臣の在任中には高順位の出生に対する手当が増額され、ワロン地域出身の大臣の在任中には逆の措置が採られた。ワロン地域の人口問題に対する施策として家族・人口問題担当省が創設されたが、大臣はフランダース出身者であった。2言語の人口・家族研究センターも創設されたが、限定された活動に留まった。いずれにしても両報告書のお陰でベルギーの家族手当制度は大幅に拡張された。その結果、ベルギーはフランスと並んで家族手当の GNP に占める比率がもっとも高い国の一いつとなつたが、家族手当制度がもっとも複雑な国の一いつにもなつた (Lohle-Tart 1974 p.215)。なお、「Sauvy 報告書」発表の10年あまり後の1977年にはワロン地域の人口に関する「Poliwa 報告書」が発表されたが、そこでも「Sauvy 報告書」と同様な施策が改めて強調され、これらの施策が法制度の枠組みに統合されるとともに金銭的支援を伴うことが勧告されたが、その一部しか実施されず、ベルギーにおいて一貫した家族政策が確立されることとはなかった (Malpas 2000 p.9)。

1967年には三つの勅令により無業者（例えば、遺棄された配偶者、学生、収監者）にも制度が適用されることになった。1971年7月20日の法律によりベルギー、外国、国際的ないかなる制度の対象にもならない子どもに対する国庫負担による保証家族給付が制度化された。その結果、ベルギーのほぼすべての子どもが家族給付の受給権をもつようになった。また、特殊な事情に基づく要求に対応するための給付の多様化によりベルギーの制度はフランスと並んで完全なものとなっている (Lisein-Norman 1974 pp.18-19)。

しかし、その頃からフェミニスト運動が盛んになって女性解放が謳われるようになると家族政策の展開と摩擦を生じるようになる一方で、出生率低下に伴って1920年代以来の出生促進主義が再興し、新たなファミリー・フレンドリー（家族にやさしい）政策が求められるようになった。その結果、歴代の政権は個人と家族の利益を結び付けると同時に、家族内の選択の自由と個人の選択の自由を統一するような、一連の施策を採るように努力した。改革と単純化が至上の課題であったが、歴代の政権はさまざまな経済社会情勢に対応するための法規を累積していくに過ぎず、混乱をもたらしかねない複雑な施策の集合体

が残っただけであった。実際、1970年、1980年、1988年の憲法改正による連邦制への移行、特に1980年の改正による国家体制の変革により個人と家族に対する支援が地域政府の所掌となったにも関わらず、社会保障制度（家族給付）、税制、法制度に関する事項は連邦政府の所掌のままであったため、より複雑化し、所掌事項の境界が不明確なことも相まって各機関の間での葛藤や制度実施の不統一が生じるようになった。また、1989年から教育に関する事項の大部分が言語コミュニティーの所掌になったこともそれに拍車をかけた（Malpas 2000 p.1, 3）。

他方、保育についてみると、ベルギーでは3歳以上の幼児のための幼稚園は19世紀末の自由主義的政府とカトリック教会との「契約」により、両者が競い合って別個に整備したため、20世紀初頭には3～5歳の幼児の半数以上が幼稚園に在籍しており、その割合が1930年代には3分の2、1940年代末には8割にも達し、ヨーロッパでもっとも発達していた。1970年までは中央政府の文部省の所掌であったため、統一的に整備された。しかし、3歳未満の乳幼児の保育は1970年代以降の女性就業率上昇に伴う労働政策の一環として整備された（Malpas 2000 p.15）。

2. ルクセンブルグにおける家族政策の展開

ルクセンブルグでもフランスやベルギーと同様、第1次大戦中・直後、大恐慌後、オイルショック後の出生率急低下が出生・家族政策の展開に大きな影響を与えてきた。ルクセンブルグの場合は超小国であることから周辺諸国や外国人人口との出生力格差も微妙な影響を与えてきたようである。

ルクセンブルグの製鉄業が他産業に遅れて扶養児童をもつ労働者に対する付加給を支給し始めたのは第1次大戦中のことであった。1926年には被用者に対する家族給付を支給するために、被保険者、経営者、國家が拠出するような補償金庫を創設する法案が提出されたがわずかのところで否決され、家族給付の普遍化が実現するまでそれから20年かった。1947年10月20日の法律により制定された普遍化は工業部門ではすでに家族給付を支給することがかなり普及していたため、一部しか対象とならなかったが、商業、手工業、農業、自由業の被用者がその恩恵を受けた。また、この法律は出産一時金の制度も創設し、被用者以外も翌年から対象となるとともに1954年から家族手当の対象ともなった。また、普遍化に伴い、生活費スライド制が導入された（Lisein-Norman 1974 pp.19-20）。

1959年8月10日の法律は家族手当の給付額を増額するとともに、被用者以外への給付額を被用者への給付額に近づけた。また、この法律により国庫負担率が13%から19%へと上がった。1964年4月29日の法律は二つの制度の家族手当給付額を一致させた。第3子からの増額は人口政策的意図を示しているが、これは1967年の増額改定についてもみられる。国庫負担率が高いルクセンブルグの制度は、1970年代はじめのE C 6カ国の中で、市民全員に対する給付額が同じであるものとしては唯一の統一的制度であった（Lisein-Norman 1974 p.20）。

ルクセンブルグにおける家族政策の発展についてはキリスト教社会党（PCS）とカトリック

ク団体である家族大衆行動（AFP）が原動力となってきた。1977年に同党がはじめて野党となった時、人口動向・政策に関する会議を開催した。それとほぼ同時に、自由社会党政権（1974～79年）の大統領がフランス国立人口研究所長の Gérard Galot にルクセンブルグの人口動向・対策の検討を依頼した。1978年4月に発表された「Calot 報告書」（Calot 1978）は論議を巻き起こし、多数の会議が開催され、多数の新聞記事が掲載されたが、国会では全く論議が行われなかっただし、政府も全く対策を探らなかった（Als 1989 p.259）。同報告書の内容のうちで政策的対応の部分はベルギーのワロン地域に関する「Sauvy 報告書」と共通する部分があるが、世帯所得別に生活水準を保つために必要な家族手当・税制上の優遇措置を計算したという点は新鮮であった。

翌1979年、政権復帰したキリスト教社会党は7月24日に人口政策に近いような家族政策のプログラムを発表した。しかし、1980年代初頭の製鉄業の不況とそれに伴う財政危機のため、提案された施策の主要部分は実現しなかった。その後、キリスト教社会党は1984年7月23日に家族政策のプログラムを発表したが、もはや人口動向には触れなくなっていた。1987年11月には経営者団体の要請で2人の社会保障の専門家 Rupert & Kieffer が作成した「ルクセンブルグにおける人口面での課題と社会保障に関する考察」と題された報告書が発表された（Als 1989 pp.259-262）。そのような流れを受けてか、Calot (1992) は再度報告書作成を委託されたが、その中で最低保証所得給付と家族手当の間にある歪みを指摘したため、政府は1992年の法律を通じて、若干の福祉手当を減額するとともに家族手当を増額することになった。その結果、両者の差が次第に消えつつある（Neyens 1994 p.216）。

3. フランス語圏における家族政策の関係

歴史的にみると、言語と宗教の共通性によるのか、地理的近接性によるのか、人口動向の類似性によるのか、フランスとベルギーの間における家族政策は相互に影響し合っており、前者から後者だけでなく、後者から前者への影響も少なからずあったようである。また、ルクセンブルグも国境で接していることもあり、両国の影響とともにドイツの影響も受けているが、若干遅れを取っていたようにも思われる。少なくともフランスとベルギーにおける家族給付制度の創設期には社会派カトリック思想の影響が強く、社会主义的な労働組合とのせめぎ合いが家族手当の普及に拍車をかけたと言われる。

実際、フランスでは「1891年の Rerum Novarum」という教皇の回状の影響により19世紀末にかけて一部の企業経営者たちが多子家族の要求に応えるために家族付加給を支給した。1916年にはグルノーブルの製鉄工場の技師・工場長の M. Romanet が13歳未満の子ども1人につき週当たり0.2フランの手当を支給した。他方、イゼールの建設工、機械工、精鍊工の組合は無職の妻をもつ労働者に対して妻が妊娠中の場合や多子の場合に増額されるような生活援助一時金を支給した。この時期のフランスをはじめとする一部の国々における家族給付は経営者から自発的に与えられる恩恵としての性格が強かった（Lisein-Norman 1974 pp.11-12）。

家族政策、特に家族給付についてはフランスがベルギーに影響を与えたと考えられるがちであるが、Lisein-Norman (1974 p.16) によればむしろ並行的に発展したことである。実際、当時のフランスの文献によれば、フランスの一部の経営者はベルギーの経営者からの影響も受けていたようである。

他方、前述の通り、フランスの代表的な人口学者がベルギー（ワロン地域）やルクセンブルグの人口動向と人口政策について報告書を作成してきたが、そのことによりフランスの経験がベルギーやルクセンブルグに伝えられたことは確かであろう。しかし、それらの報告書で提案された政策が各国で論議を巻き起こしたことは確かであるが、どの程度実現されたかは定かでない。むしろ、逆に Calot (1978) によるルクセンブルグに関する報告書が1980年にフランスの人口高等委員会（審議会）が出た総括報告書 (Haut Comité de la Population 1980) を作成するための準備作業の一部になった可能性も考えられる。

いずれにしてもフランス語圏における家族政策の生成と発展には政府、労働組合、経営者に加えて、家族擁護団体が絡み合い、社会派カトリック思想が社会主义的思想との競い合いの中で、家族擁護団体だけでなく、政労使のいずれにも影響を及ぼしてきたことは明らかであろう。家族政策に対するカトリック教会の影響力は低下しつつあるものの、世界的な宗教的原理主義復興の流れの中でカトリック思想の影響力が今後も低下し続けるかどうかはわからない。いずれにしても、言語的・宗教的な類似性をもつフランス語圏で家族政策が重視される傾向は当分、変わらないであろう。また、EU域内での社会政策の収斂によってフランス語圏における家族政策がますます類似するようになる可能性もある。

III. 家族政策と出生力

家族政策の出生力に対する影響については多変量解析結果を中心として以前の二つの拙稿で表の形にまとめた（小島 1989, 1994）し、フランスについてはより最近の拙稿で詳しく述べた（小島 1996）。また、Gauthier & Hatzius (1997), Hantrais (1997) 等でもレビューされているので、以下ではフランス語圏を含む先進各国を単位とする横断面的研究とフランスに関する研究を中心として、目に付いたものを紹介することにする。

1. フランス語圏を含む先進諸国の横断面的研究

すでに拙稿（小島 1989, 1994）でまとめた通り、先進諸国の国単位のクロスセクション・データを用いた研究としては Hohm (1976), Ekert (1986), Gauthier (1991) 等による研究がある。最近では Gauthier & Hatzius (1997) による実証分析があるので、それらの一部を紹介する。しかし、このようなマクロデータに基づく多変量解析には以前から批判もある（たとえば、Salo 1980）ので、ミクロデータに基づく比較分析の結果も紹介する。

Ekert (1986 p.344) は EC 8 カ国のマクロデータに基づく重回帰分析によってフランス並の家族給付が合計特殊出生率を0.2 (10%) 上げること、子どもの総費用をまかぬ

のような給付が合計特殊出生率を0.5上げること、月額100ドルの給付が合計特殊出生率を0.1上げることを示した。また、Blanchet & Ekert-Jaffé (1994) の研究も Ekert (1986) と同様の手法で同様の結果を得ている。

やはり Ekert (1986) と同様な手法による Gauthier (1991 p.20) の研究は OECD 諸国における家族給付平均額の25%増額が合計特殊出生率を0.02上昇させること、出産休暇中の平均補償額の25%の増額が同じ効果をもつこと、公立保育所の供給増加が合計特殊出生率を若干低下させることを示している。さらに、分析対象とした22カ国を三つのグループに分け、フランスを含む家族給付と保育施設に関する施策が手厚い4カ国（他にオーストリア、ベルギー、ルクセンブルグ）ではそれらの施策の強化はあまり大きな効果をもたないが、出産休暇中の平均補償額の改善は比較的大きな効果をもつことを見いだした。

Gauthier & Hatzius (1997) の実証分析はこの Gauthier (1991) の研究の延長線上にあるものであるが、データの国と年次が増えた点、出生順位別に行っている点、動学的モデルである点、類似した国の集團別に影響を分析している点で特徴がある。家族政策の諸指標のうちで児童手当の出生促進効果、特に第1子に対するものが見いだされたが、出産休暇の期間・補償のいずれについても有意な効果が見いだされなかった。税制上の優遇措置をはじめとするその他の施策も最初の段階で有意な効果がないので、最終的モデルから除かれている。分析結果から最初の2子に対する家族手当を25%増加させると1990年前後の22カ国平均の合計特殊出生率1.71が短期的には0.01(0.56%)上昇すると推計され、長期的には0.07(4.24%)上昇すると推計された。また、「北欧諸国」では家族手当の長期的な出生促進効果が第1～3子のいずれについても見いだされ、特に第1子に対する効果が大きいことが示されたが、「大陸諸国」では第3子だけに出生促進効果があることが見いだされた。

他方、最近の11カ国の LIS ミクロデータに基づく同居児数の重回帰分析 (Cooke 2000 p.21) によれば、1980年代半ばについてみると、フランスの場合、共稼ぎであることによる出生抑制効果が最も大きく、ベルギーでもスウェーデンと同様に小さいものの有意な出生抑制効果がみられたが、イタリアでは有意な効果がみられなかった。1990年代半ばについて、フランスでは片稼ぎ世帯が少ないため、同様な分析ができなかったが、イタリア、ベルギーでは出生抑制効果が大きくなり、スウェーデンでは小さくなかった。この研究では内生性の問題があるため、家族政策指標が重回帰分析に導入されなかったが、重回帰分析結果との比較で見る限り、家族手当の手厚さが子どもの費用を部分的に軽減している可能性があるにしても、二つの時期のそれそれぞれにおける差異とその変化をみる限り、母親の就業を促進しているとは言えず、共稼ぎの出生抑制効果の変化とも対応していないし、出生促進に貢献しているとも言えないようである (Cooke 2001 pp.19-20)。この11カ国の出生力に関する分析ではルクセンブルグが含まれていないが、LIS データに基づく別の比較分析 (Cooke 2000 p.21) によれば、ルクセンブルグではいまだに伝統的な性別役割分業モデルが一般的で、母親の就業率は低下し続ける一方、出生率は中高所得層で低下し、上昇は低所得層のみに生じているが、これは低所得層に多産なポルトガル移民が多いという特

殊事情によるようである。

なお、多変量解析によるものではないが、平成13年度のヨーロッパのフランス語圏3カ国に関する委託研究 (Reinstadler *et al.* 2003) では、フランス、ベルギー、ルクセンブルグにおける出生力の動向と家族政策の展開が比較検討され、特に家庭と仕事の両立における保育の役割に重点が置かれた。3カ国では1980年代半ばまで出生力が類似した動きを示していたが、これは家族政策が類似していたことにもよることが推定された。また、1997年以降に3カ国とも出生力が上昇したが、これらの変化の少なくとも一部は子どもの金銭的コストと時間的コストを通じたものであることが想定され、このような出生力上昇の少なくとも一部は、保育施策の改善による就業率上昇を通じた間接的な出生抑制効果を直接的な出生促進効果が上回ったことによって、子どもの時間的コストが低下したことによるとされる。

2. フランスに関する研究

フランスにおける家族政策変動の出生力に対する影響については拙稿（小島 1996）で女性就業、所得再分配に対する影響とともにまとめたが、そのうち出生力に対する影響の部分を示すほか、その後の実証研究の結果も紹介する。

1950年代の Febvay (1959) による研究では社会経済的階層間の出生力格差の変化と各階層が家族給付制度の対象となった時期を結び付けて家族給付の出生促進効果の存在を示そうとしたが、他の条件が統制されていなかったため必ずしも証明されたとは言い難い。1970年代には Lery (1972) が同様の研究を行い、Calot & Hecht (1978 p.192) が外国との合計特殊出生率の比較に基づいてフランスにおける家族給付の出生促進効果をTFRの10%ないし0.2の上昇と当て推量した。また、de Lavergnée (1976 pp.304-308) の研究のように税制の時系列的変化や課税対象期間の推移が出生の数やタイミングに影響を与えていない可能性が強いことを示そうとしたものもあったが、やはり他の条件が統制されていなかったため必ずしも証明されたとは言い難い。

1980年代以降、より科学的な手法による実証分析が行われるようになり、Ekert (1986) や Blanchet & Ekert-Jaffé (1994) が国単位のマクロデータに基づく重回帰分析によってこの当て推量を裏付けるような結果を示した。また、Blanchet (1987 pp.114-117) が仮定的な家族給付増額と仮定的な追加出生児数の関係から3子家族のみへの月額千フランの給付が3子家庭を16%増やすことを示した。これに対して Blanchet *et al.* (1991 p.47) のマイクロシミュレーションに基づく推計によれば、フランスの家族給付を他の西欧諸国並に低水準で出生順位による差がないものにすると、合計特殊出生率が0.4下がることになる。従って、フランスの家族政策の潜在的出生促進効果が以前の推計結果より大きなものとなるが、これは母親の就業に対する効果を通じた間接的効果によるものであろう。

他方、Ekert-Jaffé & Maugué (1992 pp.249-253) はミクロデータ（フランス国立人口研究所による1981年の家庭生活・職業生活に関する調査）を用いて、有配偶女性における家族給付の出生促進効果を分析した。その重回帰分析の結果によれば、子ども1人当たり

の千フラン（1988年価格）の家族給付増額（家族給付総額の6分の1）は1年後に出生児数を0.073人増加させることになる。従って、小さいが確実な出生促進効果があることになる。この結果は第3子が第2子の2倍、第1子の20倍の給付を支給されることを考慮に入れている。また、これはBlanchet & Ekert-Jaffé (1994) によるマクロデータの分析結果（1988年価格の千フランの家族給付増額による合計特殊出生率の0.077の増加）とほぼ同じ効果を示している。さらに、出生順位別の分析結果はこの家族給付増額の潜在的効果が主として第3子における効果によるものであることを示している。

第1子に関する分析結果はその出生が経済的変数によって左右されないことを示し、第2子に関する分析結果は家族給付増額が統計的に有意な効果をもたないが、有配偶女性の就業所得が有意な効果をもつことを示している。所得の効果は第3子以降で非常に有意なものとなり、就業の中止による所得喪失の可能性が出生に関する意思決定に大きな影響を及ぼしていることをうかがわせる。また、第3子に対する千フランの家族給付増額は1年後に第3子の出生を0.013人（32%）増加させることになる。第4子以降の出生は稀になっているため、第4子に対する家族給付増額はあまり効果がないようである。従って、家族給付に出生促進効果がないとは言えないが、限界的な部分で社会環境と出生力の根本的傾向に適合した場合にのみ効果があるようである。フランスにおける家族給付の小さいが無視できない効果は出生力低下で大きな影響を受けた第3子に対するものである。この分析結果の統計的妥当性を信じるとすれば、家族給付がなければ第3子を生まなかっただろうと思われる有配偶女性の13%が第3子を生んだことになる。

Ekert-Jaffé *et al.* (2002) はイギリスとの比較でミクロデータのハザード分析をしながら、社会階層間の出生力格差がフランスでは第3子からしか現れないことに基づき、家族政策に出生促進効果があるとしているが、効果を定性的にしか示していない。しかし、同様にミクロデータ (FFS) をスウェーデンとの比較でハザード分析したCorman (2001) は、フランスにおける1968～94年の間の家族政策時期区分が第3子出生確率に有意な影響を与える、特に不況期の1980年代に時期区分の効果が低下しなかったことは家族政策が出生力の下支えをした可能性が高いとしている。他方、マクロデータに基づくRignols (1996) は、1994年6月までは第3子以上に対する事実上の育児休業手当であった養育親手当 (APE) が就業と出生に及ぼした影響を1981～84年と1988～91年について推定し、第3子出生を毎年約8千件増加させ、第3子出生の9.2%の増加、出生の1.4%の増加をもたらしたとしている。APEは1994年7月以降、第2子から給付されるように改正されたが、その影響については推定が困難だとしている。改正による就業抑制効果についての調査・研究は、比較的早くから行われ、不安定就業者や不熟練労働者である女性の就業抑制効果が示されてきた（小島 2000）。

APE 改正の出生に対する影響については、Blanchet & Klein (1997) によるマイクロシミュレーションが促進効果を見いだし、第2子へのAPE、第3子へのAPE、保育費用軽減、家族手当の第1子からの給付の順で効果があることを示したのが最初のものだと思われる。しかし、つい最近の Laroque & Salanié (2003) によるマイクロシミュレーション

ンは APE の改正が年間約 3 万件の出生を増やし、過去 5 年間における出生数增加の約 4 分の 3 をもたらしたことを示した。彼らによって見いだされた家族政策の比較的大きな出生促進効果が、Milligan (2002/2000) によって見いだされた、カナダ・ケベック州における 1988~97 年のベビー・ボーナス制度の大きな出生促進効果と類似するのは興味深いが、後者はカナダで論争を巻き起こしていることから (Duclos *et al.* 2001)，前者もフランスにおいて論争を巻き起こす可能性が高い。

IV. おわりに

近年のフランス語圏 3 カ国を含むミクロデータの比較分析の結果を見る限り、第二の人口転換後はこれまで出生力の理論研究や実証分析で言られてきたような教育や就業の出生抑制効果が必ずしも見いだされず、そのような知見に基づく家族給付や両立支援策の一部は就業促進や出生促進の効果をもたらしていない可能性も見いだされた。むしろ価値観・宗教といった社会全体に関わるような文化的要因の効果を無視できないことがうかがわれた。しかし、マクロデータの分析結果からみると、景気変動のような経済的要因の結婚・出生行動に対する影響は存続しているように見受けられるので、家族政策による子どもの金銭的コストの削減に出生促進効果がないとも言い切れない。同時に、保育サービス充実のような子どもの時間的コストの削減や父親休暇の導入のような家庭内の性別役割分業の変化をもたらす施策も有望なように思われる。そこで、以下においてはフランスにおける家族政策と対比しながらわが国の少子化対策に検討を加え、政策的合意を得ることを試みる。なお、紙幅の都合により、その前提となるべき結婚・出生に関する比較分析結果の紹介は省略するので、Pennec *et al.* (1995), Kojima & Rallu (1997, 1998), Rallu & Kojima (2002) を参照されたい。

1 国における少子化対策としては、人口の規模・構造に直接的な影響を与えるとする人口政策と少子化に伴う諸問題に対処するための社会政策や経済政策といった公共政策がありうる。多くの読者が人口政策と聞いて思い浮かべるのは出生促進政策であろう。出生促進政策の手段としては家族（児童）手当、保育サービス、育児休業、税制上の家族優遇といった各種の施策があるが、結婚促進的な施策（たとえば、結婚相談所開設、結婚資金貸付制度）も含まれる。もっとも、フランス社会問題・労働・連帯省人口移民局のかつての年次業務報告書によれば、人口政策は調査研究と情報普及からなるし、各方面からの批判の可能性を考えると他の先進諸国の中でもそれが精一杯のところであろう。これは出生促進政策の手段の多くが家族政策、労働政策、保健政策といった社会政策上の施策であるからである。現在の先進諸国では施策が出生促進を主な目的とすることはほとんどなく、児童・家庭福祉、男女平等、人的資本投資、母性保護といった別の目的のために実施されている。

最終目的はともかく、進んでいると言われるフランスの家族政策もわが国の少子化対策と共に通するような問題も抱えている。たとえば、育児休業後の復職は法律で保証されてい

るは必ずあるが、フランスの育児休業期間が最長3年と長いこともあるためか、第2子出生に伴う育休の前に安定就業していた者のうち、3年間の育休後に安定就業している者は50%に過ぎず、不安定就業をしている者が9%，失業している者が16%，非労働力化した者が25%もいる（小島 2000）。わが国では2002年4月から育休の申出や取得を理由とする不利益取扱いが禁止されたが、同じような規定をもつフランスにおいては育休中のパートタイム復帰や復帰後の再訓練の制度があるにも関わらず、このような状況なので、わが国でもこれらの制度化を図る必要があるかも知れない。

また、母性保護制度はわが国よりフランスの方が進んでいるが、実態は必ずしも制度の通りにはなっておらず、近年における雇用均等と不況の流れの中で、母性保護の実態が悪化し、出生率低下をもたらした可能性すらあるようである。また、妊娠中の労働条件の緩和に関する格差をみると、恵まれた労働条件の労働者の方がより手厚い母性保護を受ける傾向があるようである。フランス政府もEUからの圧力があるためか雇用均等の流れに反するようなことは労働政策としてやりにくいようで、社会保障政策を通じて母性保護を維持する方向のようにみえる。労働組合もやはり建前としては雇用均等を尊重せねばならぬいため、健康や家族との関連で母性保護を維持・強化する方向での路線を打ち出している。

フェミニズム、家族擁護主義、出生促進主義がわが国よりも強く母性保護政策に反映しているはずで、科学的な調査研究に基づく的確な母性保護施策が実施されているはずのフランスでさえ、政府関係報告書によって指摘され、フランス労働総連盟（CGT）によって法律遵守の提案がなされるほど不満足な実態があり、特に最近までの不況と高い失業率がそのような母性保護の実態をさらに悪化させていた可能性が強い。また、それが西欧諸国としては比較的高いにしても低水準にある出生率に悪影響を及ぼしていた可能性も考えられる（小島 2002）。実際、Pigalle（2000）によれば、フランスの民間・公共企業で多かれ少なかれ見られる、女性の多産・若年出産を嫌い、産休取得者の昇進を遅らせ、産休からの復職後の女性に嫌がらせをするといった企業側の態度に対する女性の対応の結果として、晩産化・少産化が生じるという。CGTの文書はその結果としての母性保護の悪化による人工妊娠中絶の増加すら示唆している。

同様な企業の態度はわが国においても見られない訳ではなく、晩産化・少産化の一因になっていることは疑いがない。わが国においても、以前の実証研究（小島 1997）で明らかにした通り、ファミリー・フレンドリーであると言われる企業では女性従業員が親になることについて肯定的な態度をもつ傾向がある。わが国における母性保護の実態がフランスよりもさらに遅れているとすれば、雇用均等政策の観点からも家族政策の観点からも母性保護施策が強化される必要があろう。これはわが国においても女性の就業が妊娠の結果に大きな影響を及ぼしているだけでなく、晩産化・少産化をもたらしている可能性があるからである（小島 2002）。

わが国でも2002年4月から病児看護休暇が努力義務とされたが、フランスでは1994年に法制化される前に女性権利局（当時）による調査がなされており、わが国における法制化についての示唆が得られるので、ここで紹介する。病児看護休暇の制度の有無に関わらず、

病児を看護するのは主として母親であるが、彼女たちの就業意欲が低いわけではなく、初期段階で看病して早く直して仕事に復帰したいという意図があるようである。制度がない企業で働く女性の8割が制度化を望んでいるが、1割強が他の方法（保育ママや祖父母による看護）で対処するため、望まず、1割弱が使用者側の好意的でない反応を恐れるため、望まないとしている。実際、企業に対するヒアリングから病児看護休暇の制度があつても、精勤手当等の休暇取得を抑制するような慣行があることが明らかになった。従って、制度化されても實際には使われない場合もありうることが予想された（小島 2000）。しかし、フランスでは母親が休みを取れない場合は子どもが病気でないとみなす傾向があることも見いだされており、今後のわが国では子育て支援という観点からだけでなく、子どもの健康・福祉・人権の観点からも病児看護休暇の法制化が望まれる。

フランス語圏ではフランスの第2子からの事実上の育児休業手当の給付やベルギーのかつてのキャリア・ブレークのように失業対策的な意図もあって、家族政策絡みの労働政策上の施策も行われてきた。しかし、EUによる男女平等を標榜する社会政策の調整により、フランスの深夜業規制の廃止、ベルギーのキャリア・ブレークの廃止といった、家族政策の観点からみると必ずしも好ましくないような労働政策上の変化ももたらされている。高失業と低出生に悩むわが国でも不利益取扱いなしに原職復帰が保障され、代替要員が雇用されるようにするならば、育児休業制度の充実やキャリア・ブレークの導入というのも対策としての選択肢かもしれない。また、フランスのように自宅での保育労働者雇用の促進を含むような保育サービスの充実策にも保育労働者の雇用増による失業対策という面からの効果があるかもしれない（小島 1998b）。

他方、社会レベルの価値観に政策介入することは困難であろうが、フランス語圏で見られるような保育サービスを提供する家族支援NPOや宗教法人を間接的に支援することにより、保育サービスの供給を増やすとともに家族擁護の重要性を国民に知らせて徐々に価値観を変えることができないのであろうか。また、フランスでも導入された父親休暇の制度化により、男性の育児参加を促したり、父親の育児休業取得率が高い企業を表彰したりして、徐々に男女や企業・労働組合の価値観を変えることはできないのであろうか。わが国の場合は、フランス語圏の場合のように宗教活動により家族の重要性を伝える機会は多くないため、学校教育を通じてそのようなメッセージを伝える必要もないのであろうか。価値観を直接すぐに変えることは難しいにしても、家族政策により家族や男女の生活戦略を変え、まず行動を変えてから価値観を変えることが可能かも知れない（小島 1998a）。

なお、家族政策の最終目的が何であれ、調査研究に基づく施策の策定、実施、評価が不可欠であるので、フランス語圏で行われているようなパネル調査の分析やマイクロシミュレーション等に基づく研究を促進する必要があろう。また、わが国ではかつてのフランス語圏の場合のように家族支援における企業の比重がこれまで比較的高かったが、経営のスリム化に伴い企業内福祉が削減されつつあるので、直接家族に関係しないものも含む企業内福祉に関する調査研究、特に企業内福祉削減の影響に関する研究を一層促進する必要があろう。また、近年、フランス語圏における家族政策関連の歴史的な研究も増えているこ

とから、わが国でも江戸時代に一部の藩で実施されていた施策や戦前の愛育班活動や戦後の生活改善運動等に関する歴史的研究を促進することも有用かもしれない。

文献

- Abramovici, G. (2003) "Social Protection: Cash Family Benefits in Europe." *Statistics in Focus*, Theme 3-19/2003.
- Als, G. (1989) "Luxembourg." W. Dumon (ed.), *Family Policy in EEC-Countries*. Leuven: Katholieke Universiteit Leuven, pp.253-275.
- Blanchet, D. (1987) "Les effets démographiques de différentes mesures de politique familiale: un essai d'évaluation." *Population*, Vol.42, No.1.
- Blanchet, D., et al. (1991) "Feminine Activity and Fertility in France." EC (ed.), *Study on the Relationship between Female Activity and Fertility*, Volume 2. Brussels: Commission of the European Communities.
- Blanchet, D., & O. Ekert-Jaffé (1994) "The Demographic Impact of Family Benefits: Evidence from a Micro-Model and from a Macro-Data." Ermisch, J., and N. Ogawa (eds.), *The Family, the Market and the State in Ageing Societies*. Oxford: Clarendon Press.
- Blanchet, D., & A. Klein (1997) "Microsimulation et évaluation de la politique familiale: quelques premiers résultats." *Recherches et Prévisions*, no.48, pp.55-64.
- Callens, M. (1999) "The Third Birth in Europe: A multi-level approach." *CBGS-Workdocument*, 1999-6.
- Calot, G. (avec la collaboration de J.-C. Chesnais) (1978) "La démographie du Luxembourg. Passé, présent et avenir." *Cahiers économiques*, no.56. Luxembourg: STATEC.
- Calot, G. (avec la collaboration de J.-C. Chesnais) (1992) "L'évolution démographique au Luxembourg. Le système des prélèvements obligatoires au Luxembourg." *Cahiers économiques (Série D)*, No.82. Luxembourg: STATEC.
- Calot, G., & J. Hecht (1978) "The Control of Fertility Trends." Council of Europe (ed.), *Population Decline in Europe*. London: Edward Arnold.
- Cooke, L. (2000) "Gender Agency at the Intersection of State, Market and Family: Changes in Fertility and Maternal Labor Supply in Eight Countries." *IRISS Working Paper (CEPS/INSTEAD)*, No.2000-09.
- Cooke, L. P. (2001) "Impact of Dual Careers on Average Family Size: Comparison of 11 Countries." *IRISS Working Paper (CEPS/INSTEAD)*, No.2001-05.
- Corman, D. (2001) *Success at Work and in the Family: Studies in Selected Western Fertility and Family Dynamics*. Stockholm: Demography Unit, Stockholm University.
- de Lavergnée, N. B. (1976) "Pour une réforme du quotient familial." *Revue de Science Financière*, Vol.68, No.2.
- Doisneau, L. (2001) "Bilan démographique (2000). Une année de naissances et mariages." *INSEE Première*, No.757.
- Duclos, E., P. Lefebvre & P. Merrigan (2001) "A 'Natural Experiment' on the Economics of Storks: Evidence on the Impact of Differential Family Policy on Fertility Rates in Canada." *Cahier de recherche*, No.136, Centre de recherche sur l'emploi et les fluctuations économiques (CREFE), Université du Québec à Montréal.
- エイジング総合研究センター (1998) 『フランスの出生動向と家族政策』エイジング総合研究センター。
- Ekert, O. (1986) "Effets et limites des aides financières aux familles: une expérience et un modèle." *Population*, Vol.41, No.2.
- Ekert-Jaffé, O., & C. Maugué (1992) "La politique familiale." G. Tapinos (éd.), *La France dans deux générations. Population et société dans le premier tiers du XXI^e siècle*. Paris: Fayard.
- Ekert-Jaffé, O., H. Joshi, K. Lynch, R. Mougin & M. Rendall (2002) "Fécondité, calendrier des naissances et milieu social en France et Grande-Bretagne: Politiques sociales et polarisation socioprofessionnelle."

- Population*, Vol.57, No.3, pp.485-518.
- Fagnani, J. (2002) "Supporting Working Parents in France: Is Family Policy at a Turning Point?" 小島宏編『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 平成13年度報告書』(Japanese Journal of Population, Vol.1, No.1 (<http://www.ipss.go.jp/English/WebJournal.files/Population/WebPopulation.html>).
- Febvay, M. (1959) "Niveau et évolution de la fécondité par catégorie socio-professionnelle en France." *Population*, Vol.14, No.4.
- 藤井良治 (1989) 「フランスの家族と家族手当対策」『海外社会保障情報』第86号, pp.1-13.
- Gauthier, A. (1991) "Family Policies in Comparative Perspective." *Centre for European Studies, Nuffield College, Oxford, Discussion Paper*, No.5.
- Gauthier, A. H., & J. Hatzius (1997) "Family Benefits and Fertility: An Econometric Analysis." *Population Studies*, Vol.51, No.3, pp.295-306.
- Gornick, J., M. K. Meyers & K. E. Ross (1997) "Supporting the Employment of Mothers." *European Social Policy*, Vol.7, No.1, pp.45-70.
- Gornick, J., M. K. Meyers & K. E. Ross (1998) "Public Policies and the Employment of Mothers: A Cross-National Study." *Social Science Quarterly*, Vol.79, No.1, pp.35-54.
- Hantrais, L. (1997) "Exploring Relationship between Social Policy and Changing Family Forms within the European Union." *European Journal of Population*, Vol.13, No.4, pp.339-379.
- Haut Comité de la Population (1980) *Rapport de synthèses des travaux du Haut Comité de la Population*. Paris: La Documentation Française.
- Hohm, C. F. (1976) "An International Analysis of the Effects of Family Allowance Programs on Fertility Levels." *International Journal of Sociology of the Family*, Vol.6, No.1, pp.45-56.
- 小島宏 (1989) 「出生促進政策の有効性」, 『人口問題研究』第45巻第2号, pp.15-34.
- 小島宏 (1992) 「フランス——貫した家族政策をとり続けて」『愛育』第57巻第12号, pp.26-29.
- 小島宏 (1994) 「先進諸国における出生率の変動要因と政策の影響」社会保障研究所編『現代家族と社会保障—結婚・出生・育児一』, 東京大学出版会, pp.107-126.
- 小島宏 (1996) 「フランスの出生・家族政策とその効果」阿藤誠編『先進諸国の人団問題—少子化と家族政策一』東京大学出版会, pp.157-193.
- 小島宏 (1997) 「『親になること』の印象の規定要因」少子化の社会・心理的要因に関する調査研究会編『少子化の社会・心理的要因に関する調査研究報告書』少子化の社会・心理的要因に関する調査研究会, pp.51-112.
- 小島宏 (1998a) 「家族戦略と家族政策—母親の就業と保育方法をめぐってー」丸山茂・橋川俊忠・小馬徹編『家族のオートノミー』早稲田大学出版部, pp.76-105.
- 小島宏 (1998b) 「フランスにおける家族政策の雇用政策化とその影響」『家族社会学研究』第10巻第2号, pp.7-18.
- 小島宏 (2000) 「フランスにおける育児・介護休業制度」日本労働研究機構編『諸外国における育児・介護休業制度—ドイツ・フランス・スウェーデン』日本労働研究機構, pp.15-41.
- 小島宏 (2002) 「フランスにおける母性保護—制度と実態ー」日本労働研究機構編『諸外国における女性労働者の母性保護』日本労働研究機構, pp.27-52.
- Kojima, H., & J.-L. Rallu (1997) "La fécondité au Japon et en France." *Population*, Vol.52, No.5, pp.1143-1172.
- Kojima, H., & J.-L. Rallu (1998) "Fertility in Japan and France." *Population: An English Selection*, Vol.10, No.2, pp.319-348.
- Laroque, G., & B. Salanié (2003) "Fertility and Financial Incentives in France." *INSEE/CREST Documents de Travail*, No.2003-32.
- Lery, A. (1972) "L'évolution de la fécondité avant et après la dernière guerre." *Economie et Statistique*, no.37.
- Lisein-Norman, M. (1974) *Les prestations familiales dans l'Europe des six*. Bruxelles: Editions de l'Université de Bruxelles.
- Lohle-Tart, L. (1974) "Belgium." Bernard Berelson (ed.), *Population Policy in Developed Countries*. New

- York: McGraw-Hill, pp.193-224.
- Malpas, N. (2000) "Belgium's Family Policies and the Slow Decline of Fertility." 阿藤誠編『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 平成11年度報告書』pp.280-304.
- 丸山茂 (2002) 「フランス少子化の現状と新たな家族政策の模索」小島宏編『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 平成13年度報告書』, pp.247-265
- Milligan, K. (2002) "Subsidizing the Stork: New Evidence on Tax Incentives and Fertility." *NBER Working Paper* 8845 (originally published in 2000 as a *Working Paper*, Department of Economics, University of Toronto).
- Neyens, M. (1994) "A Leading Sector in Luxembourg Social Policy: family policy, from its genesis to its diversity: its future challenges." W. Dumon (ed.), *Changing Family Policies in the Member States of the European Union*. Brussels: Commission of the European Communities DG V, pp.199-224.
- 岡田實 (1978) 「フランスの人口政策と政策理念の発展」『経済学論纂』第19巻第1/2号, pp.165-191.
- 岡崎陽一 (1975) 「フランスの人口と人口政策」『海外人口情報』昭和50年度第2号.
- Pennec, S., D. Blanchet & H. Kojima (1995) "Women's Labour Force Participation and Family Size: A model for interpreting cross-tabulations – The case of France and Japan." 日本総合愛育研究所編『平成6年度家庭・出生問題総合調査研究推進事業報告書』日本総合愛育研究所, pp.76-106.
- Pigalle, C. (2000) *Femmes au travail. De qui se moque-t-on?* Issy-les-Moulineau: Prat.
- Rallu, J.-L., & H. Kojima (2002) "Determinants of Non-Formation of Partnership: A French Japanese Comparison." *Japanese Journal of Population*, Special Issue. (<http://www.ipss.go.jp/English/WebJournal.files/Population/WebPopulation.html>)
- Reinstadler, A., et al. (2003) *Comparative Study on the Effects of Family Policy in French-Speaking Countries: Final Report*. Luxembourg: CEPS/INSTEAD (*Japanese Journal of Population*, Supplement to Volume 1, <http://www.ipss.go.jp/English/WebJournal.files/Population/WebPopulation.html>).
- Rignols, E. (1996) "Incitation à l'interruption de l'activité professionnelle. Effets en termes d'emploi et de natalité." *Economie et Prévision*, no.122, pp.59-68.
- Sardon, J.-P. (2002) "La conjoncture démographique: L'Europe et les pays développés d'outre-mer." *Population*, Vol.57, No.1, pp.123-170.
- Salo, M. A. (1980) "Difficulties in Assessing Pro-natalist Population Policy Programs." *Yearbook of Population Research in Finland*, Vol.18, pp.48-59.
- Silvera, R. (2002) *Articuler vie familiale et vie professionnelle en Europe. Un enjeu pour l'égalité*. Paris: La Documentation Française.
- 須田文明 (2002) 「最近におけるフランス家族政策の展開」小島宏編『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 平成13年度報告書』pp.267-306.

〔補遺〕

校正の段階でフランスにおける税制とAPEのそれぞれが出生力に対する影響をもつことを示した次の二つの文献を見だした。フランスにおいてもケベックと同様に論争が起りつつあるのかも知れない。

- Landais, C. 2003. "Le quotient familial a-t-il stimulé la natalité française? Estimation de l'efficacité des politiques d'incitations financières à la fécondité (1915-1998)." DEA Analyse et Politiques Economiques, Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales, 2002/2003, sous la direction de Thomas PIKETTY.
- Piketty, T. 2002. "L'impact de l'allocation parentale d'éducation sur l'activité féminine et la fécondité, 1982-2002." Document de Travail Cepremap 2003-09.

Fertility Trends and Family Policy in French-Speaking Societies

Hiroshi KOJIMA

This article derives from the study conducted by the Study Group on French-Speaking Societies as a part of the research project, "Comparative Study of Fertility Decline and Family Policy in Developed Countries" funded by a scientific grant for policy science research from the Ministry of Health, Labour and Welfare. It is mainly a literature review on recent population trends in France, Belgium and Luxembourg, developments of family policy measures in these societies and their interrelationship, effects of family policy measures on fertility in them, and policy implications for Japan based on the previous sections and other literature including the author's theoretical and empirical studies.

In spite of limitations due to the unavailability of literature and data, this comparative study has shown similarities and differences in terms of both fertility trends and family policy among these societies. It has also exhibited the mutual influence on family policies among them. Recent studies based on micro-simulation reveal significant pronatal effects of family policy measures. Since the formulation, implementation and evaluation of family policy measures should be always based on scientific research, we have to encourage policy-oriented studies based on panel data analysis and micro-simulation, that are similar to those conducted in French-speaking societies.